

令和 2 年度

(単位：円)

(備考)



令和 2 年度

契 約 番 号	第36－21－00047号		
件 名	清田配水池ほか施設構内草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 5月 14日	午後 1 時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,380,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	36 配水センター
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000001050 (株) 市川造園		

(単位：円)

[illegible]

令和 2 年度

契 約 番 号	第13-21-00021号		
件 名	清田区営業拠点候補用地外草刈業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 5月 14日	午後 1 時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,617,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	13 財務課
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000088080 (株) 岩崎造園土木		

(単位：円)

[illegible]

令和 2 年度

(単位：円)

札幌市水道局

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契 約 番 号	第36-21-00037号		
件 名	高区配水施設消防設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 5月 14日	午後 1時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,265,000 円	主 管 課	36 配水センター
	入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000012030 東京防災設備 (株)		

入 札 (見 積) 経 過

(単位:円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低	第 2 回	最 低	第 3 回	最 低	
		金 額		金 額		金 額	
(株) アスフル							
		1,220,000					
アンスル (株)							
		1,230,000					
江東産業 (株)							
		1,199,000					
東京防災設備 (株)							落札
		1,150,000					
東洋防災 (株)							
		1,250,000					
北海道総合防災設備 (株)							
		1,234,000					
(株) 北海道ニッタン サービスセンター							
		1,360,000					
(有) 北海道防災設計							
		1,333,000					
(株) 日本防災技術センター							
		1,370,000					
丸興商事 (株)							
		1,245,000					
(備考)							

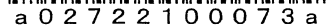


a 0 2 3 6 2 1 0 0 0 3 7 a

令和 2 年度

(単位：円)

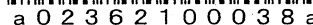
(備考)



令和 2 年度

(単位：円)

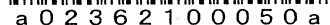
(備考)



令和 2 年度

(単位：円)

(備考)



令和 2 年度

契 約 番 号	第36－21－00046号		
件 名	界川ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 5月 14日 午後 1時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	907,500 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	36 配水センター
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000039790 札幌日信電子(株)		

(単位：円)

[illegible]

(備考)

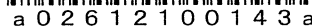


a 0 2 3 6 2 1 0 0 0 4 6 a

令和 2 年度

(単位：円)

(備考)



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により、見積業者を特定することといたしたい。

記

1. 件 名

令和 2 年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務

2. 業 者 名

一般財団法人北海道交通安全協会 （北海道交通安全活動推進センター）

3. 業務の内容

令和 2 年度施工予定の水道幹線工事を円滑に施工するための広報企画、及び広報活動

4. 特定理由

本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定するとともに、工事に関連する事業者（運送事業者等）等に事前周知を行い、工事区間における安全かつ円滑な通行を確保することを目的としたものである。

当該業務の履行にあたっては、

- ① 交通規制及び迂回路の設定に際し、専門的知識と経験を有していること。
- ② 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができること。
- ③ 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を把握していること。
- ④ 広報活動における実績を有していること。

以上の条件を満たしていることが不可欠である。

上記団体は、道路交通法第 108 条の 31 に定めるところにより、道路交通の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たす業者は当団体以外にはない。

5. 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号